

○特命クライテリア（平成31年3月31日以前）

1 契約の性質又は目的が競争を許さないとき
（1） 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの
①法令の規定により、契約の相手方が一に定められているもの
②条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
③閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの
④国、地方公共団体等との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの
（2） 契約上特殊の物品又は特別の目的があるため買入先が特定され、又は特殊の技術を必要とするとき
①研究開発、実験等の成果の連続性、継続性の確保のために契約相手方が一に限定されるもの。
②研究開発に係る設備機器の更新、改修、点検保守（維持管理）等であって、当該設備機器の特殊性や互換性の確保のために契約相手方が一に限定されるもの。
③特定の販売業者以外では、販売することができない特殊な機材や資材の買い入れ又は借り入れを行うとき
④他の研究機関との共同研究等を行う場合、当該研究機関が使用する設備機器、材料等との互換性の確保のために契約相手方が一に限定されるもの。
⑤特殊な機器の開発又は製作等であって、特殊な技術を要するため、契約相手方が一に限定されるもの
⑥電算システムのプログラムの改良又は保守であって、当該システムの著作権その他の排他的権利を有する者にしかできないと認められるものを当該者に行わせるとき。
⑦特許権、実用新案権その他の知的財産権の権利者が他者にその実施を許諾していない場合及びその他の実施者が契約相手方として一に限定されるもの
（3） 契約の目的物が代替性のない特定位置、構造又は性質のものであるとき
①当該場所でなければ機構の業務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約（当該契約に付随する契約を含む。）、購入契約又は利用契約
②核兵器の不拡散に関する条約の目的又は知的所有権に関する国際的な合意に反する情報の公開がもたらされることのあるものであり、契約の相手方が一に特定されるもの 放射線物質の利用及び管理又は原子力施設の緊急事態への対応を目的とする安全に関連する活動のためのものであり、契約の相手方が一に特定されるもの

(4) 契約の目的物件等が特定の者からでなければ調達することができないものであるとき
①官報に掲載するとき
②電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの（提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。）
③郵便に関する料金（信書に係るものであって料金を後納するもの）
④契約の目的物が、他の物をもって代えることのできない特定の土地、建物等又は美術品、工芸品等であるとき
⑤機構の業務に不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの
⑥原子力事故による損害を担保する保険契約において、契約の相手方が一に特定されるもの
(5) その他
①再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入
2 緊急の必要により競争に付することができないとき
3 競争に付することが不利と認められるとき
①現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れ等に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であること
②随意契約によるときは、時価に比べて著しく有利な価格をもって契約をすることができる見込みがあること
③買入れを必要とする物品が多量であって、分割して買入れなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあること
④急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあること
⑤その他競争に付することが不利と認められるもの
4 法人の行為を秘密にする必要があるとき
秘密の保持が必要とされるもの。ただし、当該理由により随意契約を行うことができるのは、外交、防衛又は研究等の活動において、その行為を公にすることによって重大な支障が生じ、公の秩序又は公共の安全の維持が困難となる場合、当該研究開発における特許等の権利取得等に重大な影響を及ぼす場合に限られることに留意しなければならない
5 その他
(1) 予定価格が契約事務規程第32条第2項第1号から第6号までのそれぞれの金額を超えないもの。ただし、特に合理的な理由なく分割されているもの等については、これらを一括するなどして一般競争に付することとしなければならない

(2) 外国で契約するとき
(3) 競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいないとき
(4) 慈善のため設立した救済施設から直接に物件を買い入れ若しくは借り入れ又は慈善のため設立した救済施設から役務の提供を受けるとき
(5) 法令による価格の指定のある物品の買い入れ若しくは売却、法令による賃借料の指定のある物品の貸付け若しくは借り入れ又は法令による加工費の指定のある物品の加工
(6) 高速増殖炉（FBR）実証炉の基本設計開始までのFBR開発を実施できるよう、責任と権限及びエンジニアリング機能を集中する目的で選定された企業又当該企業が設立した企業との間で、当該目的のための契約を締結するとき
(7) 高速増殖原型炉もんじゅの設備・機器に関して、点検・保守技術の集大成を行う目的で、点検・保守、故障・不具合履歴の情報等に係る十分な知見を有するとして、機構が選定した企業と、点検・保守契約を締結するとき